

地域密着型介護老人福祉施設の設備基準及び人員基準等について

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第46号）に適合していることが必要です。

(1) 設備基準等

ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居室での居間に相当する部屋）が不可欠であることから施設全体をこうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならない。

主な基準	内 容
構造設備基準	配置、構造、設備は、日照、採光、換気等の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。
設備の専用	設備は専ら当該用に供すること。ただし、入居者の処遇に支障のない場合は、この限りでない。
設備基準	<p>①耐火建築物（入居者の日常の生活のために使用しない附属の建物は準耐火可）</p> <p>②入居者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階と地階のいずれにも設けていない場合は、準耐火建築物も可。</p> <p>③耐火又は準耐火を要しない（木造）場合 木造かつ平屋建ての建物で、県知事が火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは可（火災予防、消火活動等の専門的知識を有する者の意見を聴くこと。） ただし、次のいずれかの条件を満たすことが必要。</p> <p>（ア）初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造 スプリンクラー設置、内装材等への難燃性材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所に防火区画の設置等</p> <p>（イ）非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報体制の整備により、円滑な消火活動が可能なもの</p> <p>（ウ）円滑な避難が可能な構造かつ火災の際の円滑な非難が可能 避難口の増設、搬送の際の十分な幅員を有する避難路の確保等 避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等</p>

設備基準 (つづき)	次の設備を設けること。 ただし、他の社会福祉施設等の設備利用で効果的な運営が期待でき、入居者へのサービス提供に支障がないときは、ユニットを除き、一部を設けないことが可。	
	居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1の居室の定員は、1人とする事。 ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる時は2人とする事ができる。 ・ 居室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、原則として10人以下とする事。 ・ 地階に設けてはならない事。 ・ 居室の広さは10.65㎡以上とする事。(洗面設備スペース含む。トイレ面積除く) ・ 2人居室は、21.3㎡以上を基準とする事。 ・ 寝台又はこれに代わる設備を備える事。 ・ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設ける事。 ・ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放する事。 ・ 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備える事。 ・ ブザー又はこれに代わる設備を設ける事。
	ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動できるようになっている事。 ・ 当該ユニット入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されている事。 ・ 1の共同生活室の床面積は、2㎡にユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とする事。 ・ 必要な設備及び備品を備える事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護者が食事をしたり談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備える事。また、家庭に近い居住環境を実現する観点からは、簡易な流し、調理設備を設けることが望ましい。
	共同生活室	

設備基準 (つづき)	ユニット (つづき)	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごとに設けるか、共同生活室ごとに適当数設けること。 ・居室ごとに設けることが望ましい。 ・要介護者の使用に適したものとすること。
		トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごとに設けるか、共同生活室ごとに適当数設けること。 ・居室ごとに設けることが望ましい。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設け、要介護者の使用に適したものとすること。
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者が入浴するのに適したものとすること。 ・居室のある階ごとに設けることが望ましい。 	
	医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。 ・入院施設を有しない診療所として、医療法第7条の規定による知事の許可を得ること。 ・必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 	
	調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ・食器、調理用器具を消毒する設備を備えること。 ・食器、調理器具、食品を清潔に保管する設備を備えること。 ・防虫、防鼠を考慮した設備とすること。 	
	<p>・ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。 ただし、次の各号の全てに該当する場合は可。</p> <p>①ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子もしくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は1以上）有すること。</p> <p>②3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>③ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。</p>		
	<p>(廊下幅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片廊下は1.5m以上とすること。ただし中廊下の幅は、1.8m以上とすること。 (廊下の幅は内法によるものとし、手すりから手すりまでを測定することとする。) 		
	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廊下、共同生活室、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。 ・廊下及び階段には手すりを設けること。 ・階段の傾斜は、緩やかにすること。 ・ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベータを設ける場合は、この限りではない。 		

(2) 人員基準

主 な 基 準		内 容
職員資格要件	施設長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ・ 社会福祉事業に2年以上従事した者 ・ これらと同等以上の能力を有すると認められる者
	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ・ これらと同等以上の能力を有すると認められる者
	機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活を営むのに必要な能力を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者
職員の専従	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専ら当該等別養護老人ホーム職務に従事するものでなければならない。ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、この限りではない。
職員配置基準	施設長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1（常勤）
	医師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うための必要数
	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1以上（常勤）
	介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1以上（専らその職務に従事する常勤の者でなければならない） ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができる。
	介護職員 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員及び介護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ・ 看護職員の数、1以上 ・ 介護職員のうち、1人以上は常勤 ・ 看護職員のうち、1人以上は常勤 ①昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ②夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ③ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
	栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1以上
	機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1以上（当該施設の他の職務に従事可）
	調理員、事務員 その他の職員	<p>実情に応じた適当数</p>